改正

平成25年3月21日条例第11号 令和3年3月19日条例第9号

上市町火入れに関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、上市町の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火 入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手続その他必要な事項を定めるもの とする。

(許可の申請)

- 第2条 森林法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」 という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の10 日前までに、町長に申請しなければならない。
- 2 申請者は、火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、当該申請の際に明示しなければならない。 (許可の要件)
- 第3条 町長は、当該申請に係る火入れが、次に掲げる全てに該当する場合でなければ許可をして はならない。
 - (1) 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
 - (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等から みて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

- 第4条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第 15条まで及び第16条第4項の規定を遵守してこれらを行うべき旨、その他火入れの適正な実施を 確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した許可証を交付するもの とする。
- 2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第5条 町長は、火入れの許可をした後において、延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、 森林法第21条の規定に基づき、火入れの差し止め、又は火入れの方法若しくは、期日の変更その 他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期日)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、2へクタールを超えないものとする。 ただし、火入地を1へクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したこと を確認してから次の1区画の火入れを行う場合には、町長はこれを超えて許可をすることができ る。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入 れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに第4条第1項の許可証を町長に返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

- 第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。
- 2 火入責任者は、火入れに際し、第4条第1項の許可証を携帯しなければならない。
- 3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、 かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ、火入れをしてはなら ない。

(防火帯の設置)

- 第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅5メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側、又は風勢のある場合における風下に当たる部分については、8メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木、その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。
- 2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、せき等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、 その設置を省略することができる。

(火入従事者)

- 第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に 従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。
 - (1) 0.5ヘクタールまでは10人以上
 - (2) 0.5ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.5ヘクタールにつき5人を前号の人数に加えて得た人数以上
- 2 火入者は、のこぎり、なた、鎌、くわ、スコップ等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行 させなければならない。
- 3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火 入れの現場から退去させてはならない。

(火入の方法)

- 第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、 風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。
- 2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。 (火入れの中止)
- 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、火入れを行ってはならない。
- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は 強風注意報、乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければなら ない。

(緊急連絡体制の整備)

- 第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、町長及び富山県東部消防組合消防 長(以下「消防長」という。)に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。 (消防長への通知等)
- **第16条** 町長は、火入れの許可を行ったときは、消防長にその旨通知するものとする。
- 2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に 立ち入らせ、実地調査をさせることができる。
- 3 町長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせることができる。
- 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければ

ならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日条例第11号)

この条例は、平成25年3月31日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。